

期間限定(学期別)通学定期旅客運賃(令和5年3月18日実施)

学期別通学定期旅客運賃については、下記の算式により算定されたものとする。

基準運賃額	1 学 期 の 日 数	
	3ヶ月未満の場合	3ヶ月以上の場合
510円以下	$(基準運賃額 \times 30 \times 2(1-0.55) \times 2) + (基準運賃額 \times (端数日数 \times 2) \times (1-0.55))$ (共通定期区間 天満屋～汗入間) $(基準運賃額 \times 30 \times 2(1-0.45) \times 2) + (基準運賃額 \times (端数日数 \times 2) \times (1-0.45))$	$(基準運賃額 \times 30 \times 2(1-0.55) \times 3 \times 0.95) + (基準運賃額 \times (端数日数 \times 2) \times (1-0.55) \times 0.95)$ (共通定期区間 天満屋～汗入間) $(基準運賃額 \times 30 \times 2(1-0.45) \times 3 \times 0.95) + (基準運賃額 \times (端数日数 \times 2) \times (1-0.45) \times 0.95)$
520円以上	$[(510 \times 30 \times 2 \times (1-0.55) + (基準運賃-510) \times 30 \times 2 \times (1-0.8)) \times 2]$ $+ [((510 \times 端数日数 \times 2 \times (1-0.55)) + (基準運賃-510) \times (端数日数 \times 2) \times (1-0.8))]$	$[(510 \times 30 \times 2 \times (1-0.55) + (基準運賃-510) \times 30 \times 2 \times (1-0.8)) \times 3 \times 0.95]$ $+ [((510 \times 端数日数 \times 2 \times (1-0.55)) + (基準運賃-510) \times (端数日数 \times 2) \times (1-0.8)) \times 0.95]$

(注)3ヶ月未満は3学期について適用する。

3ヶ月以上は1学期および2学期について適用する。

身体障害者・知的障害者・自動福祉法該当者は、は数定期運賃の3割引(大人のみ、10円単位に四捨五入)